

令和8年度

たつの市教育方針

～ ひとづくりへの挑戦 ～

たつの市教育委員会

はじめに

令和4年3月に「第3次たつの市教育振興基本計画」を策定し、その基本目標を「ひとづくりへの挑戦 ～学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち～」と掲げています。

令和8年度においても、学校教育と社会教育が両輪となり、各事業を力強く進めていきます。

施策目標

1 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

就学前の子どもの教育・保育内容や子育て支援の充実を図るとともに、児童生徒の実態に即したきめ細かな指導により、幅広い知識と柔軟な思考に基づく創造力を培い、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

また、地域・学校・家庭が相互に連携しながら、次代を担う青少年の健全育成に取り組めます。

2 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

市民一人一人が生涯にわたって学習する機会に接することができるよう、関係団体等と協力しながら計画的な実施に努めるとともに、施設の有効活用や指導者・ボランティアの発掘・養成に取り組めます。

また、市民が日常生活の中でスポーツやレクリエーションに親しみ、体力の向上と健康づくりができる環境整備を進めます。

3 歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

本市の悠久の歴史と永年培われた伝統・文化に対する理解と認識を深め、未来への継承を図るため、歴史文化遺産の保存や文化財を生かしたまちづくりを進めます。

また、童謡の普及・振興に努めるとともに市民の芸術文化活動を推進するため、優れた芸術文化に触れる機会や情報提供の充実を図るとともに、文化振興事業の更なる展開を目指します。

4 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

部落差別をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解決を目指し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに努めます。

令和8年4月

たつの市教育委員会
教育長 横山 一郎

ひとづくりへの挑戦

まちのイメージ

～学都たつのの輝きと歴史・文化が薫るまち～

施策目標

豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

施策

☆幼児教育・保育の充実
☆義務教育の充実
☆青少年の健全な育成

☆生涯学習の推進
☆スポーツ・レクリエーション活動の推進

☆歴史文化遺産の保全と活用
☆芸術文化活動の振興

☆人権教育・啓発の推進

重点項目

- ・ 幼児教育・保育の充実
- ・ 幼小の円滑な接続の推進
- ・ 保護者・地域・関係機関等との連携
- ・ たつの市小中一貫教育の推進
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現
- ・ たつのGIGAスクール構想の推進
- ・ 特別支援教育の充実・推進
- ・ いじめ、不登校等生徒指導体制の充実
- ・ ふるさと教育・体験活動の推進
- ・ 道徳教育の推進
- ・ 人権教育の充実
- ・ 英語教育・多文化共生教育の推進
- ・ 教職員の資質・指導力の向上
- ・ 学校給食の充実
- ・ 学校施設整備の計画的な実施
- ・ 通学支援の充実
- ・ 子育て世帯への支援
- ・ 青少年の健全な育成
- ・ 放課後児童健全育成事業の推進

- ・ 生涯学習体制の充実
- ・ 生涯学習事業の充実
- ・ 図書館事業の充実
- ・ スポーツ施設の整備
- ・ 既存施設の維持管理
- ・ スポーツ・レクリエーションの普及推進
- ・ スポーツクラブ21の支援
- ・ 関係団体との連携
- ・ スポーツツーリズム事業の推進
- ・ ライフステージに応じたスポーツの推進

- ・ 歴史文化遺産の再発見
- ・ 文化財の保存
- ・ 文化財を活用したまちづくり
- ・ 歴史資料館の活用と整備
- ・ 歴史的町並みの保全
- ・ 地域文化の継承
- ・ 文化・芸術公演事業の実施
- ・ 地域文化の展開

- ・ 人権文化をすすめる市民運動の展開
- ・ 学習活動の推進
- ・ 指導者の育成
- ・ 教育集会所活動の充実

事業実施

目 次

1 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

施策1 幼児教育・保育の充実	・ ・ ・ ・	1
1 幼児教育・保育の充実	・ ・ ・ ・	1
2 幼小の円滑な接続の推進	・ ・ ・ ・	2
3 保護者・地域・関係機関等との連携	・ ・ ・ ・	2
施策2 義務教育の充実	・ ・ ・ ・	3
1 たつの市小中一貫教育の推進	・ ・ ・ ・	3
2 主体的・対話的で深い学びの実現	・ ・ ・ ・	3
3 たつのG I G Aスクール構想の推進	・ ・ ・ ・	4
4 特別支援教育の充実・推進	・ ・ ・ ・	5
5 いじめ、不登校等生徒指導体制の充実	・ ・ ・ ・	5
6 ふるさと教育・体験活動の推進	・ ・ ・ ・	6
7 道徳教育の推進	・ ・ ・ ・	6
8 人権教育の充実	・ ・ ・ ・	7
9 英語教育・多文化共生教育の推進	・ ・ ・ ・	8
10 教職員の資質・指導力の向上	・ ・ ・ ・	8
11 学校給食の充実	・ ・ ・ ・	8
12 学校施設整備の計画的な実施	・ ・ ・ ・	9
13 通学支援の充実	・ ・ ・ ・	9
14 子育て世帯への支援	・ ・ ・ ・	10
施策3 青少年の健全な育成	・ ・ ・ ・	11
1 青少年の健全な育成	・ ・ ・ ・	11
2 放課後児童健全育成事業の推進	・ ・ ・ ・	11

2 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

施策4 生涯学習の推進	・ ・ ・ ・	13
1 生涯学習体制の充実	・ ・ ・ ・	13
2 生涯学習事業の充実	・ ・ ・ ・	13
3 図書館事業の充実	・ ・ ・ ・	13

施策5	スポーツ・レクリエーション活動の推進	・ ・ ・ ・	15
1	スポーツ施設の整備	・ ・ ・ ・	15
2	既存施設の維持管理	・ ・ ・ ・	15
3	スポーツ・レクリエーションの普及推進	・ ・ ・ ・	15
4	スポーツクラブ21の支援	・ ・ ・ ・	16
5	関係団体との連携	・ ・ ・ ・	16
6	スポーツツーリズム事業の推進	・ ・ ・ ・	16
7	ライフステージに応じたスポーツの推進	・ ・ ・ ・	16

3 歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

施策6	歴史文化遺産の保全と活用	・ ・ ・ ・	17
1	歴史文化遺産の再発見	・ ・ ・ ・	17
2	文化財の保存	・ ・ ・ ・	17
3	文化財を活用したまちづくり	・ ・ ・ ・	17
4	歴史資料館の活用と整備	・ ・ ・ ・	17
5	歴史的町並みの保全	・ ・ ・ ・	18
施策7	芸術文化活動の振興	・ ・ ・ ・	19
1	地域文化の継承	・ ・ ・ ・	19
2	文化・芸術公演事業の実施	・ ・ ・ ・	19
3	地域文化の展開	・ ・ ・ ・	19

4 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

施策8	人権教育・啓発の推進	・ ・ ・ ・	20
1	人権文化をすすめる市民運動の展開	・ ・ ・ ・	20
2	学習活動の推進	・ ・ ・ ・	20
3	指導者の育成	・ ・ ・ ・	21
4	教育集会所活動の充実	・ ・ ・ ・	21

1 豊かな人間性を育み、創造力あふれる子どもを育てる

施策1 幼児教育・保育の充実

就学前の子どもを取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、幼児教育・保育の質の向上に努めるとともに、教育・保育内容の充実を図ります。

1 幼児教育・保育の充実

(1) 子ども一人一人の資質・能力を一体的に育む、豊かな教育・保育活動の推進

- 生活や遊びの中で、知識、技能、思考力、判断力、表現力等の基礎を培い、学びに向かう力、人間性等を育成するために、乳幼児期にふさわしい教育及び保育を展開します。
- 保育士・保育教諭との信頼関係を基盤に、子どもが主体的に活動する中で、他者に対する信頼感と自己肯定感を育みます。

(2) 「遊びは学び」事業の実施

- 外部講師や地域交流を通じて、様々な文化や運動、自然環境等への興味・関心を高め、豊かな心を育みます。
- 読み聞かせや絵本に触れる機会を増やすことを目的に絵本の充実を図り、子どもの言葉、感性、表現力、想像力等を育みます。
- 様々な表現活動を楽しみ、子どもの創造性を豊かにするとともに、その発表の場として、公立保育所・認定こども園合同絵画展を開催します。

(3) 人材確保及び職員の資質・専門性の向上

- 教育・保育の質の向上を図るため、市内保育所・認定こども園の職員の交流研修を実施します。
- 保育士の処遇改善を引き続き実施するとともに、官民協働による保育の魅力発信を通じて保育士の確保に努めます。
- 保育所・認定こども園において新たに保育の担い手となる「子育て支援員」を養成するため、県が実施する子育て支援員研修受講に伴う負担金補助を行います。

(4) 幼児教育・保育環境の充実

- 安全・安心で快適な園生活を送ることができるよう、設備の改修や遊具の点検修繕等、幼児教育・保育環境の整備を図ります。
- すべての子どもの育ちの応援とすべての子育て家庭に対する支援の強化を図るため、保育所等に通っていない子どもが、保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。

- ・ 日常生活を営むために人工呼吸器の装着など医療的ケアを要する子どもを安心して預けることができる体制を整えます。

2 幼小の円滑な接続の推進

(1) 幼児・小学校教育接続研修の推進

- ・ 保育士・保育教諭と小学校教諭が、幼児期から児童期の発達について相互理解を深めるため、幼児・小学校教育接続期カリキュラムを活用した合同研修会を開催し、小学校教育への円滑な接続を進めます。

(2) 幼小連絡会の実施

- ・ 特別な支援を必要とする子どもを中心に、一人一人の特性に応じたきめ細やかな関わりなどの情報共有を図り、切れ目のない支援に努めます。

3 保護者・地域・関係機関等との連携

(1) 相談事業・保護者支援の推進

- ・ 教育・保育の専門的な知識を生かした相談事業・保護者支援を行い、子どもの健やかな成長・発達を促します。
- ・ 保護者とコミュニケーションを図り、子どもの成長・発達を保護者と共感し合うことで、安心して育児を行えるよう適切な支援を行います。
- ・ 巡回教育・保育相談を充実させ、関係機関との連携を図りながら、特別な支援を必要とする子どもに対しての保育体制の強化に努めます。

(2) 子ども・子育て支援推進事業の実施

- ・ 保育所・認定こども園における教育・保育への関心を高めてもらうために、オープン保育を実施します。
- ・ 未就園児の家庭に対する子育て支援の場として、保育所・認定こども園において生活や遊びの体験などを行う未就園児保育を行います。

施策2 義務教育の充実

自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育みます。

1 たつの市小中一貫教育の推進

(1) たつの市小中一貫教育の推進

- ・ 「たつの市小中一貫教育基本方針」における基本理念『小中一貫で培う 子どもの「学び」と「育ち」』の下、9年間を見通した系統性・連続性のある取組を進め、児童生徒の確かな学力と創造力を培い、豊かな心や健やかな体を育みます。
- ・ 発達年齢に応じた様々な体験活動や人間関係づくりプログラム、中学生サミット等を通して、児童生徒が自ら課題を持ち、自ら課題解決を図る能力を育成します。
- ・ 小中合同研修会を実施したり、各校区の取組を共有する場を設けたりするなど、小・中学校の教職員間の連携と協働を深める取組を推進します。

(2) 新宮地域小中一貫校整備の推進

令和10年4月開校に向け、引き続き建設工事を実施します。

- ・ 工事スケジュール（予定）

令和7年～令和9年度 小中一貫校建設工事

令和10年～令和11年度 新宮こども園園舎建設工事

令和12年4月 新宮こども園園舎供用開始

令和12年度 新宮こども園旧園舎解体・小中一貫校運動場拡張工事

- ・ 新宮小学校の児童は、現小学校の東側に整備した仮設校舎（新校舎）において、令和7年度から3年間、教育活動を行っています。

(3) 新宮地域小中一貫校開校に向けた取組

- ・ 開校準備委員会において、学校の校章・校歌・制服等に関する事、開校式典等記念イベントに関する事等について協議します。
- ・ 開校準備委員会小学校区部会において、通学手段及び小中一貫校の開校に伴い閉校する小学校の閉校記念式典等に関する事等について協議します。

2 主体的・対話的で深い学びの実現

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

- ・ 児童生徒の基礎学力の定着状況や生活実態の把握に努め、1人1台端末を活

用するなど、学校における指導体制や指導方法を工夫改善し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を進めます。

- ・ 自ら課題を解決し、主体的に学ぶ力を育成したり、ことばの力を高めたりするため、専門的外部講師を招聘するなど、教員の授業力向上を目指した研修や教材の導入及び作成を計画的に実施します。

(2) 指導体制の充実

- ・ 児童生徒の実態に応じ、加配教員の配置等、きめ細かな教育を行い、指導体制の充実を図っていきます。

(3) 「ことばの力」の育成

- ・ 児童生徒の「ことばの力」(言語能力)を高める活動の充実を図るため、職員研修を実施するとともにモデル校を指定し、専門的外部講師を派遣します。

3 たつのGIGAスクール構想の推進

(1) ICTの活用

- ・ たつこの歴史や文化遺産、自然や特産品等を学ぶふるさと教育や、食育、環境教育等の学習の中で、課題設定、情報収集、整理分析、発信・伝達する力を育成します。
- ・ GIGAスクール構想のセカンドステージに向けて更新したタブレット端末や電子黒板、授業支援システムなどのICTを有効活用し、児童生徒の個別最適な学びや協働的な学びを進めます。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の学びを支えるため、小中学校の特別支援学級への電子黒板の整備を進めます。
- ・ 教職員の指導力を高めるため、基本的な操作を習得する研修や授業及び校務にかかる活用研修を実施します。

(2) 情報教育の推進

- ・ 情報活用能力チェックリストを活用し、学習活動を行う上で必要となる基本的な操作の習得とともに、プログラミング的思考、情報セキュリティ、統計等に関する資質能力の育成を推進します。
- ・ SNS等を介したトラブルに子どもたちが巻き込まれる事案が全国で発生していることを踏まえ、児童生徒が様々な情報を適切に判断し、安全かつ効果的に利用できる力を育成するための情報モラル教育を推進します。

(3) 安全で安定した学習環境の維持管理

- ・ 「たつの市教育情報セキュリティポリシー対策基準」に基づき、情報セキュリティ対策を徹底し、引き続き、安全で安定した学習環境を維持管理します。

4 特別支援教育の充実・推進

(1) 特別支援教育の充実・推進

- ・ 一人一人の多様な教育的ニーズに応じたインクルーシブの視点をもとに、必要に応じて特別支援教育支援員、介助員等を配置するとともに、特別支援学校と小・中学校の交流の機会を設け、同じ地域に住む同世代とのふれあいを積極的に進めます。

(2) 支援体制の構築

- ・ 特別支援学級、特別支援学校による小・中学校の交流、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談を充実させ、関係機関と連携を図りながら、就学前から小・中学校への円滑なつながりと将来の進学や就労を見据えた支援体制を構築します。

(3) たつの市教育支援委員会との連携

- ・ たつの市教育支援委員会と連携し、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、多様な学びの場における指導と教育的ニーズに応じた指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備します。

(4) 通級指導教室の実施

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とし、児童生徒の実態に応じた指導を行います。

(5) 保護者への補助

- ・ 特別支援学校等へ就学する児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を補助します。

5 いじめ、不登校等生徒指導体制の充実

(1) 支援体制の構築

- ・ いじめや不登校を中心とした学校教育の課題に対し、道徳教育や情報モラル教育、人間関係づくりプログラム、中学生サミットなどの児童生徒の自主的活動等の充実を図り、義務教育9年間を見通した児童生徒の支援体制を構築します。
- ・ 不登校児童生徒支援については、校内外サポートルームを中心に、教育支援センターの機能をさらに充実させ、学校、保護者、福祉部局と教育委員会が連携・協働した対応をすることで、安心できる居場所を確保し、子どもたち一人一人に寄り添ったきめ細かな支援を行うとともに、引き続き体験活動を伴うプログラムの提供や、専門員等による学校訪問、保護者の相談会等を実施していきます。
- ・ フリースクール等民間施設へ通う児童生徒への支援を行い、多様な学びの場や居場所の確保の支援に努めます。

(2) 未然防止・早期発見・早期解決の取組

- ・ SNS等の利用による大人に見えにくいいじめが多くなっていることを踏まえ、全小・中学校において早期の発見と解決に努めるとともに、いじめ基本方針を基に、いじめを許さない温かい学校づくりを推進します。
- ・ SNS等のネットトラブル未然防止のため、関係機関と連携を図り、ケータイ・スマホ教室を実施します。また、SNS等を利用する際の学校や家庭でのルールづくり等の取組を進めます。

(3) 相談体制の充実

- ・ 教育相談専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、保護者と学校、学校と関係機関等の連携を推進します。
- ・ サポートチームによる教育相談の充実を図ります。

6 ふるさと教育・体験活動の推進

(1) ふるさと教育の推進

- ・ 「たつのキャリアノート」を活用し、児童生徒の義務教育9年間の学びをつなげ、ふるさとへの愛着と誇りを育みます。

(2) 体験活動の推進

- ・ 小学3年生対象「環境体験事業」「昔の道具体験」、小学4年生対象「海に学ぶ体験学習」、小学5年生対象「自然学校」、小学6年生対象「STEAM教育推進事業」、中学1年生対象「わくわくオーケストラ教室」、中学2年生対象「トライやる・ウィーク」を実施し、自然や地域の人々とのふれあい、様々な体験活動を通してふるさとを愛する心豊かな児童生徒の育成を図ります。
- ・ 芸術文化を志す中学生の活動を応援するために、市内で発表の場を提供します。

(3) 部活動地域展開等

- ・ 顧問（教員）や部活動指導員が指導する部活動と、認定地域クラブで活動を実施し、中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ活動機会の確保を目指します。

7 道徳教育の推進

(1) 道徳教育の推進

- ・ 体験的・実践的な活動を通じた学習の推進により、「豊かな心」を育み、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く人づくりの基盤を育成します。
- ・ 他者や自己との「対話」による「深い学びをめざす」道徳科の授業を推進するため、教職員の指導力向上を図ります。
- ・ 道徳科では、多様な考えに触れ、自分の考えを深めるために友だちや自分自

身との「対話」のある学習を行います。教科書に加え、兵庫版道徳教育副読本、人権に関わる教材などを活用します。

8 人権教育の充実

(1) 人権教育の充実

- ・ 部落差別が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権尊重の理念に対する理解を深め、差別や偏見を見抜き、差別を許さない態度と「共生社会」の実現に主体的に取り組む実践力を育成することを目標に、道徳科をはじめとする各教科や、特別活動、総合的な学習の時間等、あらゆる教育活動に位置づけ、人権教育を推進します。

(2) 資料の活用及び教材の作成

- ・ 兵庫県が作成した研修資料や「新しい部落史に学ぶ授業の創造」「教職員のための人権教育教材研究資料」「部落史学習にかかる手引き書」を活用した授業実践を推進し、教職員の資質向上や児童生徒の人権意識の確立を図ります。
- ・ 小・中学校における人権教育の取組をまとめた「人権教育実践記録集」の作成や地域教材の掘り起こしを行うことで、各学校での取組を充実させるとともに、情報交換の場をもつことにより、学校間の連携を図り、地域に根ざした人権尊重の学校文化を構築します。

(3) 学校園所訪問指導

- ・ 各学校園所に人権教育の理念と重要性を周知するとともに、授業・保育研究や校園所内研修を通して、教職員の知的理解、豊かな人権感覚や指導力、実践力、資質の向上を図り、人権尊重の精神の根づく学校園所づくりに努めます。

(4) 人権作品の募集

- ・ 人権意識の高揚を図るため、児童生徒に対して、人権ポスター、人権作文、人権標語の募集をします。優秀作品は、「人権文化をすすめる市民運動」中央大会や「人権を考える市民の集い」で表彰し、人権教育や人権啓発の資料・教材として活用します。

(5) 新規採用教職員並びに教職員対象の人権教育研修会の実施

- ・ 新たにたつの市に採用された教職員が、人権教育の理念とその重要性を理解し、教職員としての力量を高めるために研修会を実施します。人権に関する知的理解だけでなく、地場産業の工場・センター等の見学研修も行い、体験からの学びも推進します。
- ・ 部落差別をはじめとする様々な人権課題に関する研修会、講演会を行うとともに、人権施設の見学やフィールドワーク等を実施し、教職員の指導力や実践力及び人権感覚を高めます。

9 英語教育・多文化共生教育の推進

(1) 英語教育の推進

- ・ 市内全ての小・中学校へ外国語指導助手(A L T)を派遣し、発達段階に応じて英語によるコミュニケーションを図る資質能力の育成を図るとともに、国際理解を深めます。
- ・ 英検を受検する小・中学生の保護者を対象に、検定料を半額補助するとともに、たつの市役所を会場として英検を年3回実施します。

(2) 多文化共生教育の推進、支援体制の充実

- ・ グローバル化に対応した多文化共生教育や、歴史や伝統文化に触れるふるさとのに関する教育を推進するとともに、多文化共生サポーターや国際交流協会等と連携し、今後増加する外国人児童生徒への継続的な支援体制の充実を図ります。

10 教職員の資質・指導力の向上

(1) 高校・大学と連携した教職員の資質・指導力の向上

- ・ 大学教員などの専門家による授業や地元高校との連携授業の実施、大学生の参画による中学生サミットの開催等、外部の専門家等の積極的な活用により、児童生徒の興味関心を高めるとともに、教員の資質や指導力の向上を図ります。
- ・ 兵庫県教育委員会が実施する数学理科甲子園ジュニアへの積極的な参加を促すため、参加中学校への補助を行います。

(2) 教職員の協働体制の構築

- ・ 教職員の勤務時間の適正化に向けた取組を進めるとともに、教員業務支援員を配置することにより、教員業務の軽減を図ります。
- ・ 教職員の定期的な研修や訓練を実施することにより、教職員個々の危機管理能力の向上を図り、危機に対し組織的に対応できる安全安心な学校づくりを促進します。

11 学校給食の充実

(1) 学校給食の充実

- ・ 中央学校給食センター及び北学校給食センターとの2センター方式により、安全・安心で栄養バランスのとれた魅力ある学校給食の提供に努めます。

(2) 食育の充実

- ・ 地域の食文化や食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育に取り組みます。

(3) 地産地消の推進

- ・ 学校給食において、地元産食材を取り入れ、地産地消を推進するとともに、

子どもたちの郷土を愛する心を養います。

1.2 学校施設整備の計画的な実施

(1) 計画的な施設整備の実施

- ・ 定期的な点検と計画的な施設整備による維持管理を行い、新しい時代の学びを支える安全・安心で快適な教育環境を確保します。
- ・ 「たつの市学校施設長寿命化計画」に基づき、教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を図ります。

○ 主な施設整備

- ・ 新宮地域小中一貫校建設工事（令和7年度～令和9年度）
- ・ 小学校屋内運動場空調設備整備工事
（令和8年度～令和10年度、令和8年度は設計のみ）
- ・ 龍野東中学校武道場改築工事（令和7年度～令和9年度）
- ・ 龍野西中学校武道場改築工事（令和8年度～令和9年度）
- ・ 御津中学校用地整理事業
- ・ 新宮こども園整備事業
（令和8年度～令和11年度、令和8年度は基本設計）

○ 快適な教育環境の確保

- ・ 現在中学校に設置しているウォーターサーバーを小学校にも設置し、持参した水筒に補水できる環境を提供し、学校活動中や下校時における効果的な熱中症対策を図ります。

(2) 通学路の安全確保

- ・ たつの市通学路安全対策協議会において関係機関と情報共有を図り、通学路の安全対策に努めます。
- ・ 中学校に入学する生徒全員に対し、自転車用ヘルメットを無償貸与します。

1.3 通学支援の充実

(1) 通学支援の充実

- ・ 学校統合により遠距離通学となる児童に対しスクールバスを運行し、登下校の安全確保を図ります。
- ・ 遠距離通学となる生徒に対し、通学に係る費用の一部を補助し、保護者の経済的負担を軽減します。

1.4 子育て世帯への支援

(1) 学校給食費の無償化

- ・ 小中学校の学校給食費を、引き続き、完全無償化します。

学校種別	費用負担
市立中学校	全額市費
市立以外の中学校、特別支援学校（中学部）	学校給食費又は学校給食費相当分の弁当等の材料に要する経費を 市費 で補助
市立小学校	国の 給食費負担軽減交付金 と 市費
市立以外の小学校、特別支援学校（小学部）	学校給食費又は学校給食費相当分の弁当等の材料に要する経費を、国の 給食費負担軽減交付金 ・ 市費 で補助

(2) 子育て世帯への支援

- ・ 小学校入学に際して必要となる物品（保冷剤付きランドセル用背あてパッドを含む）を入学祝品として贈呈します。
- ・ 一定の要件に当てはまる児童生徒の保護者に対して教育扶助を行います。
- ・ 一定の要件に当てはまる経済的支援を必要とする世帯に対し、高等学校等入学時に必要な経費の一部を支給します。

《たつの市の子育て支援》

- 高校生までの医療費を無償としています。
- 小学1年生から中学3年生を対象に、インフルエンザに係る予防接種費用を助成します。

施策3 青少年の健全な育成

豊かな心と郷土愛溢れる子どもたちを育むため、関係機関等と連携し健全な環境づくりに取り組むとともに、青少年が参加できる事業を実施し、青少年の健全育成に努めます。

1 青少年の健全な育成

(1) 青少年健全育成の推進

- ・ 各小・中学校区青少年健全育成協議会、揖龍少年育成センター、警察署等の関係機関や諸団体と連携して青少年の健全育成を推進するとともに、「かるたとり大会」「凧あげ祭り」等の青少年参加型事業を関係団体と連携を図りながら実施します。

(2) 「たつのサマーアウトドア in おおなり」の実施

- ・ 子どもたちが野外で体を動かす機会が減少していることから、子どもたちの心身の健全な育成を図ることを目的に大成池で「カヤック体験」を行い、地域の自然に触れる機会を提供します。

(3) 「こどもサイエンスひろば」の充実

- ・ 次世代を担う子どもたちに科学への関心を高める土壌づくりを行い、健全な青少年の育成を図るため、「サイエンス工作教室」を実施します。

(4) 「二十歳のつどい」の開催

- ・ 当該年度に二十歳を迎えられる方々を対象に、改めて大人としての自覚・自立を促すとともに、社会人として更なる飛躍を願い地域全体で祝福するため「二十歳のつどい」を開催します。

(5) たつの市連合子ども会、たつの市PTA協議会への支援

- ・ たつの市連合子ども会の諸事業を支援することにより、子ども会活動の充実・強化を図るとともに、子ども会相互の連絡調整と指導者の養成を行い、児童の健全な育成を図ります。
- ・ たつの市PTA協議会の活動を支援し、学校、家庭、地域との連携を深めることで、地域の教育力の向上につながるよう努めます。

2 放課後児童健全育成事業の推進

(1) 放課後児童クラブの実施

- ・ 授業終了後、保護者が就労等で家庭にいない児童に対し、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成と子育て家庭の負担軽減を図るため放課後児童クラブを開設します。

(2) こども未来応援塾の実施

- 夏季休業期間に地域指導者による学習や体験を行うことで、学習習慣の定着と基礎学力の向上を図ります。

2 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまちをつくる

施策4 生涯学習の推進

多様化する市民のニーズや学習意欲の高まりに対応するため、市民が自己に適した手段・方法を選択し、「いつでも」「どこでも」学習活動ができるような環境づくりを推進します。

1 生涯学習体制の充実

(1) 生涯学習体制の充実

市民大学講座として「赤とんぼ学園」をはじめ、「高齢者教室」、「成人教室」などあらゆる市民が生涯を通じて学ぶ場を提供します。

2 生涯学習事業の充実

(1) 公民館事業の充実

- ・ 多様化するニーズに応じて、公民館の講座などにおいて魅力あるプログラムの充実に努め、各種講座やセミナーなど地域性あふれる独自の生涯学習推進事業を各公民館で展開します。
- ・ 各講座受講生が習得した技能や自主グループ活動の発表及び地域住民の交流の場として公民館まつりを全館で開催します。
- ・ 「たくさんの人々が集い、にぎわいが広がる施設」を目指し、JR本竜野駅前に公民館機能を含む複合施設建築に向けた基本計画を策定します。

3 図書館事業の充実

(1) 図書館事業の充実

- ・ 市内4館の連携を密にし、資料収集を系統的に行い、新刊図書、参考資料、郷土資料など幅広い蔵書の充実に努めます。
- ・ 移動図書館の活用により、図書館から遠い地域や保育園、認定こども園、小学校を巡回することで、きめ細やかな読書支援を行います。また、電子図書館では、幅広い利用者層に対応するため電子書籍の充実に努めます。

(2) 読書環境の充実

- ・ 「第2次たつの市子どもの読書活動推進計画」に基づき、関係機関と連携し、市内のすべての子どもたちが、いつでも、どこでも本と親しむことができるよう、さらなる読書環境の充実に努めます。
- ・ 市民の学習意欲を喚起するため、ニーズに即した各種講座や読書講演会等を

開催します。

- ・ 障害者差別解消法及び読書バリアフリー法に基づき、「拡大読書器」の活用や「デジタル録音図書^{デ イ ジ ー}DAISY」等の充実に努め、誰もが読書できる環境を整備します。

施策5 スポーツ・レクリエーション活動の推進

「誰もが、いつでもどこでも楽しめる、生涯スポーツ社会の実現」を目的に、市民のライフステージに応じた様々なスポーツニーズに応じた運動施設の整備等を進めつつ、市民の健康づくり、気軽にスポーツやレクリエーションを楽しめるために各種スポーツ教室・大会等を開催し、地域スポーツの活性化を図るとともに、スポーツ関係団体との連携を強化し、スポーツの競技力向上にも努めます。

1 スポーツ施設の整備

(1) 計画的なスポーツ施設の整備

- ・ 市民が日常生活の中でスポーツやレクリエーションに親しみ、体力の向上と健康づくりができるよう、既存施設の改修や設備の向上を図り、施設の環境整備に努めます。
 - 体育施設整備事業
 - ・ 新宮温水プール改修工事实施設計
 - ・ 牧運動公園再整備工事
 - 人工芝多目的グラウンド整備事業
 - ・ グラウンド整備工事（第2期）

2 既存施設の維持管理

(1) 既存施設の維持管理

- ・ 既存施設を適正に管理していくため、調査・点検を行い、安全・安心な施設を維持するとともに、指定管理者制度の導入を視野に入れ、経費節減と市民サービスの向上を目指します。

3 スポーツ・レクリエーションの普及推進

(1) スポーツ・レクリエーションの普及推進

- ・ 市民ニーズに適合した各種スポーツ教室やスポーツ大会を開催し、生涯スポーツの振興と競技力の向上に努めるとともに、地域に根ざしたスポーツの振興として、ノルディックウォークやモルック、またフレスコボール等の普及を推進します。
- ・ 障害の有無にかかわらず、誰もが共に楽しめるニュースポーツの促進に努めます。
- ・ 播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業として、市民参加型のスポーツイベントを開催し広域で共有するとともに、ホームページ等を活用したスポーツ・レクリエーション情報の提供に努めます。

4 スポーツクラブ21の支援

(1) スポーツクラブ21の支援

- ・ 地域スポーツの中核となるスポーツクラブ21において、すべての市民が気軽に多種目のスポーツに参加できる環境を整え、地域コミュニティの核となるスポーツ活動を支援します。

5 関係団体との連携

(1) 関係団体との連携

- ・ スポーツ推進委員会、体育協会、スポーツ少年団、スポーツクラブ21、障害者スポーツ団体等との連携を強化するとともに各団体の活動を支援し、スポーツを通じた交流や競技力の向上、生涯スポーツの振興を目指します。併せて、生涯スポーツを支える人材の育成と活用を図ります。

6 スポーツツーリズム事業の推進

(1) スポーツツーリズム事業の推進

- ・ たつの市梅と潮の香マラソン大会をはじめ、地域資源及び観光資源を生かした各種大会を実施し、開催地周辺の観光と融合させることで交流人口の拡大や地域経済への波及効果を目指します。

7 ライフステージに応じたスポーツの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

- ・ 幼児期から高齢者、障害者に至るすべての市民のライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、子どもや中高年の体力向上、障害者スポーツの振興を図ります。また、スポーツに参加する人のすそ野の拡大を図りながら、本市の生涯現役の推進を図り、誰もがスポーツに親しめる環境を整えます。

3 歴史と文化を生かした個性的で魅力あるまちをつくる

施策6 歴史文化遺産の保全と活用

歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、郷土への愛着と誇りを促すため、市内の歴史文化遺産について、より一層の保存と活用を図ります。また、市民との協働及び参加型事業の展開、資料館等の文化財保存施設の管理と展示の拡充、文化財を生かしたまちづくりに努めます。

1 歴史文化遺産の再発見

(1) 歴史文化遺産の調査

- ・ 多様な歴史文化遺産を調査し、市民とともに再発見に努めます。

2 文化財の保存

(1) 国・市指定文化財の保存・活用

- ・ 文化財保存活用地域計画作成の取組を進めることで、将来に向けて適切な文化財の保存・活用を行います。
- ・ 国指定史跡「新宮宮内遺跡」において、弥生倶楽部による維持管理や古代体験を実施するとともに、「弥生の森」として植栽した樹木の観察会を実施します。
- ・ 国指定重要文化財「堀家住宅」の保存修理事業を推進します。
- ・ 市指定文化財「八瀬家住宅」の維持管理に努めます。
- ・ 市内遺跡の発掘調査出土資料の整理・復元・収納管理を継続的に実施します。

3 文化財を活用したまちづくり

(1) 歴史遺産を活用したアート空間創造事業の実施

- ・ 龍野地域の歴史文化遺産を活用した文化芸術活動を通して、地域の魅力の再発見を促し、その魅力を市内外に広く発信します。

(2) 日本遺産推進事業の実施

- ・ 室津の歴史的景観形成地区において、日本遺産北前船の構成文化財などの歴史遺産の魅力を広く発信し、地域の活性化を図ります。

4 歴史資料館の活用と整備

(1) 龍野歴史文化資料館

- ・ テーマを絞った特別展等を開催し、歴史資料の保存活用を図りつつ、生涯学習の場を提供します。併せて、周辺の歴史・文化・観光施設や関係団体と連携

した事業を展開します。

(2) 室津海駅館・室津民俗館

- ・ 室津の地域性を生かした特別展等を実施します。

(3) 埋蔵文化財センター

- ・ 埋蔵文化財にテーマを絞った特別展等を実施するとともに、播磨科学公園都市圏域定住自立圏域市町が所蔵する文化財を広く紹介する巡回展を実施します。

5 歴史的町並みの保全

(1) 歴史的建造物の保存・活用

- ・ たつの市龍野伝統的建造物群保存地区保存活用計画に基づく、歴史的建造物の保存と活用を推進します。

施策7 芸術文化活動の振興

これまで培ってきた文化、風土を活用したイベントを市民と共に実施し、「たつの」の良さへの意識の醸成を図ります。また、文化団体や市民の文化活動を支援し、市民全体の芸術文化の醸成に努めます。

1 地域文化の継承

(1) 霞城館・矢野勘治記念館

- ・ 三木露風・内海信之・矢野勘治・三木 清に関する文献や資料の収集・展示により顕彰・啓発に努め、特別展・企画展や講演会・コンサートを開催し、市民の文化向上に寄与します。

2 文化・芸術公演事業の実施

(1) 童謡の里づくり事業の実施

- ・ 童謡は、日本の四季折々の豊かな自然の風土より生まれた世界に誇る音楽文化であり、その童謡をすべての人に親しんでもらい、「童謡の里たつの」を全国へ発信するため、三木露風賞新しい童謡コンクールをはじめ童謡の里づくり事業を実施します。

(2) 赤とんぼ文化ホール及びアクアホール

- ・ 市民の文化・芸術活動及び交流施設として、幼児から高齢者までの多様なニーズに配慮した芸術、文化事業を開催し、市民に親しまれる施設運営を目指します。

3 地域文化の展開

(1) 市民の芸術文化活動の支援

- ・ 文化祭、音楽祭及び美術展など各種文化イベントにより市民の文化芸術活動の支援と充実に努めます。

4 互いの人権を尊重し、心豊かな社会をつくる

施策8 人権教育・啓発の推進

「人権尊重都市宣言」や「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「命と人権を大切にし、共生の心を育む」ことを重点課題とし、「自己実現」と「共に生きる社会」への展望のもと、様々な人権施策を展開し、部落差別をはじめ、あらゆる人権に関する課題の解決を目指します。また、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいたつの市を築き、人権文化をすすめるため、「人づくり」「まちづくり」に努めます。

1 人権文化をすすめる市民運動の展開

(1) 「人権文化をすすめる市民運動」中央大会の開催

- ・ 8月を推進強調月間と位置づけ、「人権文化をすすめる市民運動」中央大会や講演会等を開催し、市民に広く学習・啓発の機会を提供することで、市民の人権意識の高揚を図ります。

(2) 「人権教育実践発表会」・「人権を考える市民の集い」等の開催

- ・ 人権教育の推進や人権意識の高揚のため、各地区で開催し、公開保育・授業、分科会、グループ学習、講演会等を実施し、市民に広く学習の機会を提供します。

2 学習活動の推進

(1) 学習内容の充実と指導方法の工夫・改善、研修の機会の提供

- ・ 学校・家庭・地域・職場における学習活動の効果を高めるため、学習内容の充実と指導方法の工夫・改善を図るとともに、それぞれのライフステージに合わせた研修の機会を提供し、人権意識を高め、日常生活の中に潜む様々な人権課題を見抜くことのできる市民の育成に努めます。

(2) 人権関係団体（たつの市民化推進協議会、揖龍人権教育研究協議会等）との連携

- ・ 人権関係団体との連携を深めながら、多くの市民が関心を持てるような人権に関する講座や研修会・学習会を開催するとともに、市民の相互理解の促進と地域社会への参加・参画を図るため、各種交流活動を実施します。

3 指導者の育成

(1) 人権教育アシスタント、人権教育推進委員等との協働

- ・ 部落差別をはじめとするさまざまな人権課題や、いじめや虐待、インターネット上の掲示板やSNS等による悪質な書き込み、性的マイノリティ、ヘイトスピーチ等の新たな課題の解決に向け、人権教育アシスタント、人権教育推進委員等の地域における人権リーダーと協働し、地域全体への人権教育・啓発の充実や推進体制の確立を図ります。

(2) 人権リーダーの指導力向上

- ・ 人権リーダーの資質・能力を高めるために、啓発資料及び教材の充実を図り、活用方法を研修する機会を設けるとともに、各種研修会等への参画を促進します。

4 教育集会所活動の充実

(1) 交流活動の推進

- ・ 人権教育施設として、子どもたちを中心とした交流活動を推進し、人権尊重の精神のかん養を目指します。